

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

賀詞交換会・新年宴会(2024年1月10日のご案内)
■賀詞交換会
日時 2024年1月10日(水) 15時30分
場所 ロイヤルホールヨコハマ 3階「シンフォニーの間」
■新年宴会
日時 2024年1月10日(水) 17時30分
場所 状元樓横浜中華街本店

神奈川県のアウトライ
ンと天祥をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

京畿中央地方辯護士會との交流会

4年ぶりに当会で開催

10月27日、韓国の京畿中央地方辯護士會(以下「京畿会」と)との共同セミナーが開催された。京畿会との交流は2003年から開始しており、今年で18回目、2019年以来の日本での開催となった。

今年のテーマは「学校における弁護士役割」であった。当会からは、島崎友樹会長他40名が、京畿会からは30名の弁護士が参加した。当日は、当会会館での歓迎式の後、横浜地方裁

判所及び横浜地方検察庁への訪問がなされ、午後3時から共同セミナーが開始された。まず、子どもの権利委員会の田代幸会員及び坂本結会員から「いじめ対策」について、浅井崇裕会員から「スクールロイヤー」について、片山里美会員、彌重仁也会員から「いじめ予防授業」について発表がなされた。次に、法教育委員会の土井川哲也会員から「弁護士会における法教育活動」について発表がなされた。

休憩を挟み、京畿会のムン・ナヨン弁護士から「学校内の法律紛争と弁護士の役割」について発表がなされた。当日の発表時に使用したパワーポイントだけでなく、韓国における学校内の法律紛争に関する制度につき「学校暴力」、「教育活動の侵害」、「その他の教育行政」に分けて説明した詳細な資料も共有された。さらに当日の発表時には、生徒の父親から教師に対する実際の電話の録音が流された。

当日、当会の発表に対する質疑応答は時間の都合上割愛されたが、京畿会からの発表後の質疑応答においては多数の質問がなされた。具体的には、「日本では教員のなり手がいない」という問題があるが、韓国ではどうか。という社会全体に対する質問や、「内部告発の際に匿名性は担保されているのか」といった制度面に対する質問であった。両国での共通する課題

カリフォルニア州法律家協会

当会を訪問

当会は、2022年2月22日、カリフォルニア州法律家協会(CLA)との間で、友好協定を締結した。同年9月、当会は当時の高岡俊之会長を団長としてCLAを訪問した。そして、今年10月20日、CLA訪問団が当会を訪れた。

CLA訪問団は、横浜地方裁判所で裁判員選任手続フロアや101号法廷(大法廷)を見学し、また、横浜地方検察庁で取調室を見学した後、当会会館を訪問した。会館では、双方理事者を中心とする懇談会が行われ、CLAのベティ・ウイリアムス会長と当会の島崎会長による挨拶と記念品交換、集合写真撮影、意見交換が行われた。そして、弁護士と裁判官の関係性や弁護士の活動領域等の双方の実情等について活発な議論がなされた。

懇談会の後、CLA訪問団と当会理事者他多数の会員が、カジュアルな雰囲気居酒屋で、日本酒などを楽しみながら歓談し、友情を深めた。

懇談会の後、CLA訪問団と当会理事者他多数の会員が、カジュアルな雰囲気居酒屋で、日本酒などを楽しみながら歓談し、友情を深めた。

懇談会の後、CLA訪問団と当会理事者他多数の会員が、カジュアルな雰囲気居酒屋で、日本酒などを楽しみながら歓談し、友情を深めた。

懇談会の後、CLA訪問団と当会理事者他多数の会員が、カジュアルな雰囲気居酒屋で、日本酒などを楽しみながら歓談し、友情を深めた。

懇談会の後、CLA訪問団と当会理事者他多数の会員が、カジュアルな雰囲気居酒屋で、日本酒などを楽しみながら歓談し、友情を深めた。

懇談会の後、CLA訪問団と当会理事者他多数の会員が、カジュアルな雰囲気居酒屋で、日本酒などを楽しみながら歓談し、友情を深めた。

懇談会の内容は、静岡県弁護士会の永野海弁護士作成の被災者支援カードを用いて、災害時に被災者が受けられる支援制度を、事例に応じて網羅的に説明するというものであった。

相談会の内容は、静岡県弁護士会の永野海弁護士作成の被災者支援カードを用いて、災害時に被災者が受けられる支援制度を、事例に応じて網羅的に説明するというものであった。

懇談会の後、CLA訪問団と当会理事者他多数の会員が、カジュアルな雰囲気居酒屋で、日本酒などを楽しみながら歓談し、友情を深めた。

山ゆり
こどもの頃から地図を見るのが好きで、仕事にもつついネット上の地図を眺めていることがある▼現在の地図だけではなく、過去の地形図や航空写真などもネット上に無料で公開されている。現在の地図と重ね合わせたり、左右に並べて見比べたりすることも可能で、飽きることがない▼最近になって、Googleマップを使ったゲームを知った。プレイヤーは、提示された世界中のどこかのストリートビューの画像を見て、どこか場所なのかを当てるというものである。10月にはワールドカップが開かれるなど、盛り上がりつつあるらしい。トッププレイヤーになると、写り込んだ道端の標識や植物などから、世界中の縁もゆかりもない場所を僅かな誤差で当ててしまうという▼試みに挑戦してみたが、日本国内の画像であればかなり正確に当てられるものの、海外は出題されるエリアが絞られていても難しい。有名な観光名所でもないかぎり、風景は欧米のようで車が左側通行だからイギリスかな、などと国まで推測するのが精一杯である▼ただ眺めているだけでも十分楽しいのだが、これからも新しい楽しみ方や遊び方が登場することを期待している。

(長谷川 康)

ぼうさいこくたい 2023

被災者向け模擬相談会を開催



被災者支援カードを用いた模擬相談会の様子

参加団体は約400近く。当会も手を挙げてこの一大イベントに参加し、「災害時の被災者支援制度について」支援カードを用いたロールプレイング」と題し、過去に実際に行った被災者向け相談会を模した模擬相談会を行った。

3連休中でありかつ猛暑でもあったが、両日とも大変な賑わいであり、当会ブース来訪者は一日間で300人を超えた(相談を担当した当会災害対策委員会委員の皆さん、本当にお疲れ様でした)。相談員として参加した横国大OBによれば、「キヤンパスがこんなに人であふれかえっているのは、在学中に見たことがない」とのこと。来年は熊本市で10月19日と20日の二日間行われる予定である。

(災害対策委員会 委員長 池田 博毅)

司法から見た神奈川の150年 第27回

刑事弁護修習の最前線
~20年目の司法修習~

「刑共問研」

量刑の考え方

その1

会員 妹尾 孝之

前回までの「刑共問研」に続き、今回からは同じく刑裁・検察教官とのコラボ科目である「刑共問研(刑事共通問題研究)」について紹介していく。

が、この問研を通じて修習生に量刑の基本的な考え方を理解させることを目的としている。量刑の基本的な考え方については、裁判員制度の開始に当たり、司法研修所で司法研究報告書がまとめられ、基本的な考

え方が整理された(2012年に法曹会から司法研修所編「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」として刊行されている)。裁判官・検察官・弁護

の量刑についての基本的な考え方を理解していないと、今後、裁判員裁判はもとより、裁判員裁判以外の裁判であっても、量刑の問題に適切に対処することが難しくなる

「刑共問研」では、量刑のみが争点となっている事案(被告人に不利に働きそうな事実と有利に働きそうな事実とが、やや複雑に混じり合っ

る)を題材に用い、まず、検察官役・弁護人役・裁判官役がそれぞれグループに分かれてグループ討論を行い、引き続き、グループ討論の結果も踏まえて合同で模擬公判前整理手続を実施する(グループ討論・模擬公判前整理手続を行うに当たっては、実際の裁判員裁判で使われている裁判員量刑分布表も使用する)。

その後、全体討論を交えながら、刑裁・検察・刑弁の各教官からの講評・解説を行うという流れでカリキュラムは実施される。(続く)

横須賀材木商放火事件の陪審裁判

その1

その1

創立150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明

1935年(昭和10年)9月4日の東京朝日新聞神奈川付録は、「絶対に放火せず―自分は家に帰りたい―で横須賀市材木商頑強に否認」の見出しをつけて、横浜地方裁判所で前日行われた陪審裁判の記事を載せている。

とから、家屋・材木等に付けた一万五千円の保険金欲しさに、前年10月21日午前1時40分頃、東隣の家に梯子を掛け、同家便所入り口上の天井裏に木の葉等を差し入れ放火し、自宅に延焼せしめんと企てたが天井板三尺四方と周囲の柱を焼いたという事案である。被告人は、警察の取調べや予審では自白したが、法廷では、否認に転じた。

裁判長から、警察で事実を認めた理由を聞かれ、「調室の隣室で百日咳にかかった二歳の子の苦しそうな泣き声が聞こえるので早く帰りたい一心でつい嘘を申し上げました」と供述。裁判長は、

更に予審でも自白したのはなぜかと問いかけ、被告人は、「途中で変えては悪いと思いました」と答弁。保険会社の社員や実兄等8名の証人尋問があり初日の審理を終えた。自白の信用性が争点であることは分かるが、放火の方法が議論されていない。

横須賀貿易新報9月5日は、「見込み捜査だと弁護団突っ込む」の見出しを付けて2日目のやりとりを伝えている。取調べをした横須賀署の警察官は、証人尋問で「被告を犯人なりと認定するに至った理由」を聞かれ、「第六感によって怪しい」と思い引致して調

公訴事実は、横須賀市汐留町の材木商である被告人が、営業不振の折柄、弟と材木問屋に支払う二千余円を調達できない

べますと第一回目は否認しましたが第二回目は襟を正して涙を流しながら素直に自供しました」と述べた。弁護人から「見込み捜査だ」と批判されたが、これを否定。

3日目の公判も傍聴席満員で開かれた。6日の横浜貿易新報によれば、熊谷検事が正午まで論告し、午後一時半から、弁護人である高山綱城弁護士が、予審における被告の自供は、信を措くことが出来ないことにつきい

ちいち反駁して3時間もの無罪弁論を述べ、福田庫文司弁護士、太田操弁護士も弁論し、熊谷検事との間で激烈な論争を展開した。

午前9時に始まった公判はここまで午後10時となり、裁判長による説示が午後11時まで続いた。裁判長は「被告は放火をなしたるものなりや」との問書を手渡し、陪審員等は別室で評議し、6日午前0時20分に至り、「しからず」と答申した。裁判長は、時間も遅いので、この答申を採用するかどうかは、本日午後1時から宣告することにするとして閉廷した。「これで安心―妻女うれし泣き」と横須賀貿易新報は書いた。

しかし、裁判は思わぬ展開を見せることになった。(次回に続く)

木澤克之 元最高裁判所判事

講演会

9月25日、当会会館にて、木澤克之元最高裁判所判事の講演会が開催された。

約50人の会員が聴講した。講演会に先立って、参加申込者から木澤元判事への質問事項を募っており、講演はこれに答える形で進められた。

木澤元判事は、司法修習29期で、1977年に東京弁護士会へ弁護士登録した。その後、司法研修所民事弁護教官、立教大学法務研究科特任教授等の要職を経て、2016年7月に最高裁判所判事に任命された。在任期間は5年1か月に及び、2021年8月に定年退官し、現在は再び東京弁護士会で活躍中である。

在任中の事件で印象に残っているものとしては、夫婦同姓制度を合憲と判断した2021年の大法廷決定を挙げている。また、第1小法廷で扱った事件のうち、2年半に及んだアスベスト訴訟が記憶に残っていることである。この事件では、第1小法廷の判事が交代する前に解決を図ろうと、5人の判事が一丸となって評議を重ねたというエピソードが印象深かった。

木澤元判事の講演は、ユーモアに富み、「ここだけの話ですよ」との内容にも及んで、参加者は皆、楽しく、興味深く聴講することができた。

人材育成支援委員会では、今回のような講演会のほか、現役の高裁判事を訪問する企画などを随時開催している。会員の皆さんにおかれては、ぜひ積極的に参加されたい。

(会員 武内 大徳)

川崎にもあった俘虜収容所

25号事件 (前編)

会員 吉澤 幸次郎

私がBC級戦犯横浜裁判調査研究特別委員会の委員となったのは約2年前である。時折、間部俊



明委員長が弁護士会MLに活動の報告や勧誘の投稿をしているのを見て、いつかは活動に参加しようと思っているうちに月日が経ち、約2年前に意を決して委員会に参加した。

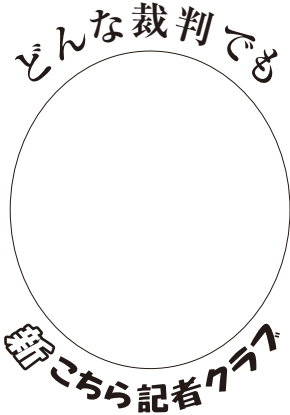
参加後、まずは私自身が調査を行う事件を決めることになり、特に予備知識もなかったため、事務所のある川崎に関する事件の中から担当事件を検討することにした。資料を確認したところ、現在の川崎市川崎区大島に東京俘虜収容所第一分所が開設されていた

強さを感じた。

だがその後、福島地裁で行われた刑事裁判の際には、五ノ井さんが法廷で倒れて緊急搬送された。

いた。

記者クラブや報道機関には、訴訟を起こした人たちが「こんなことで困っている」「どうか力を貸してほしい」と、情報提供やチラシを持って来ることもある。我々が扱うのは、どうしても大きな刑事裁判ばかりになってしまいがちだが、五ノ井さんやそんな人たちの切実さに触れるたびに、どんな裁判でも一人ひとりの人生がかかっているのだと痛感させられる。



5月から横浜に赴任し、警察取材と並行して、主に民事裁判の取材を担当している。司法クラブは初めてでわからないことの方が多く、新しい経験に充実感も感じる。

異動してきて1か月後、元陸上自衛官の五ノ井里奈さんが元隊員の男性らを相手取った損害賠償訴訟が始まった。弁論後に記者会見した五ノ井さんは、ずらりと並んだカメラや記者の前で、1人堂々と自らの思いを語ってくれた。声をあげたこと自体はもちろんだが、年下とは思えないその気丈な態度と勇氣に感銘を受けた。「前例を作った苦しんでいる人に勇氣を与えたい」。発する言葉からも、覚悟と思いの

れたというニュースが流れた。原因は詳しくわからないが、あれほどしっかりした人がそこまで追い込まれるものなのかと驚

(読了新聞 小松 大樹)

業から始めた。

そもそも国立公文書館に行ったこともなく、閲覧の手続はどうするのかわからないながらも、25号事件の保管記録がどんなものかも当日閲覧の際に初めて分かるという状況だった。

職員から渡された資料はB4サイズ226ページ、原資料の写しを綴じたものだった。その構成は、被告人らの起訴状の英文、日本語訳文、第1回から判決言渡のあった第27回公判までの終戦連絡横浜事務局職員による傍聴記録、判決の英文が主なものである。8名が起訴された本案の内容等は、次号で紹介していく予定である。

「自分の考えを自分の言葉で」

会員 金森 健太郎 (68期)

常議員会

常議員になって半年以上が過ぎた。初めは、議論を聴いているだけでなく意識的に発言しようと思っていたが、最近は何かに質問や意見を言えるようになってきたような気がする(的外れな質問や意見で恥ずかしい思いをするときもある)。

意見であっても、自分の考えを自分の言葉で発することは弁護士の仕事に直結するものであり、そうでなくてはならないと思う(これがなかなか難しいことでもある)。

関弁連常務理事だより

理事者室 だより

副会長 熊澤 美香

今年度、クオータ枠常務理事の2人(筆者右)というところで、関弁連常務理事は、関弁連管内の単位会会長、関弁連選出の日弁連副会長、東京三会の弁護士十

立場という重責である。そして、いずれかの関弁連委員会の担当にもなったりしながら、月1回程度の常務理事会で関弁連の活動について審議している。

この記事で、常務理事の魅力が伝わることで、関弁連常務理事になることを目指す人が増えることを願っています。

クオータ枠常務理事の2人(筆者右)

も付いてき

たという感じである。そこで、関弁連常務理事の魅力(?)をお伝えしたいと思う。

年度初めには関弁連常務理事としての就任挨拶回りがあった。私はこれまで最高裁判所に足を踏み入れたことがなかったため、挨拶回りで最高裁に入ることでできただけ

でも「常務理事になって良かった」と思ってしまった。

その後も、常務理事は、関弁連行事である地区別懇談会、定期大会など様々な行事・懇親会に出席するため、とっても仲良くなる。そのあたり、関弁連だよりの「常務理事会の窓」で感じ取っていただければ幸いです(なお、関弁連の多様な活動を支えてくださっているのは5名の事務局であり、感謝しかない)。



豪華な合格証書が励みになる

私の赤い

資格バカ一代

会員 本間 久雄

資格取得にはまっています。今まで取得した資格は、宅建・マンション管理士・賃貸不動産経営管理士・管理業務主任者・日商簿記2級・応用情報技術者・経営学検定中級・心理学検定特1級・FP1級・ビジネス実務法務検定1級・知的財産管理技能検定1級(特許・ブランド・コンテンツ)などである。私は、所謂資

格マニアであろう。私が資格取得を始めたきっかけは、弁護士の周辺知識を勉強する良い契機になると考えたからである。実務に追われる日々では、業務に必要な知識を身につけようにも中々身につけられない。ただ、資格取得を目標にすることで、勉強の強い動機付けとなり、移動時間や期日の待機時間等のスキマ時間を利用して勉強するようになった。資格取得を通じて、不動産・金融・税務・IT・心理学等弁護士業務に時折顔を出す周辺知識がいくらかは身についたのではないかと思う。

資格を取得すると、漏れなく豪華な合格証書が送付されてくる。たかが紙切れ一枚と言われるかもしれない。ただ、大人になると人から褒められることなど全くなくなることから、何気に嬉しいものである。また、試験を受けたときから合格発表までのドキドキ感、ふとするとルーティン化してしまう日常に心地よい刺激を与えてくれる。これらが私を資格取得に駆り立てる最大の要因かもしれない。如何に多忙な時があろうとも、これからは資格を取り続け、「資格道」を極めていきたいと思う。

かなバブ最前線

ひまわり所長は今日も行く

高梁ひまわり基金法律事務所 岡山弁護士会会員 水谷 寛



備中松山城を囲む雲海

筆者は今日も「相棒」の日産ノート(中古)を走らせる。高梁市は山間部に町村が点在しており、バスや電車などの交通機関の網もそれほど広がっていないため、日常的な移動に自動車は必須である。

事務所の所在する高梁市には簡易裁判所があるものの、地裁・家裁管轄事件の場合は岡山市本庁が担当になるため、1時間半程度、車を走らせる必要がある。北部に隣接する新見市に裁判所支部はあるが、同市のみを管轄するため、依頼があった場合は1時間前後、車を走らせる。当番・国選弁護士も岡山県全体を担当しているの

で、東西南北に車を走らせなければいけない。高梁市で相談を受ける事件でいえば、家事事件(離婚・相続・後見・扶養)が多く、ついで一般民事、クレサラと続くような割合になっている(刑事は市外がほとんど)。一般民事では、土地の利用関係など、長年の「なあなあ」な関係に基づくアバウトな取り決めに発端とするトラブルが多い印象だ。

赴任当初は新型コロナウイルスの感染者数が連日報道され、人との距離が制限されがちな時期であり、高梁の方々とお近づきになることができないのか、一抹の不安があった。しかし幸い、相談から飲み会に至るまで、関係各所には活用いただいている。筆者の手柄のおかげだろう(笑)。残りの任期も頑張ろう。そう決意して筆を置き、今日は「相棒」を置き去りにして飲みに繰り出す。相棒よ、あすたらびす!

非常勤裁判官激励・慰労会

「働きやすい」「楽しい」

職場

10月30日、当会会館において「非常勤裁判官激励・慰労会」が開催された。

意義と到達点」と題し、制度発足からの20年間を振り返った。

3年目となる川本美保氏は、コロナ禍を乗り越り期日も入りやすくなってきたとの所感の後、裁判所から見た代理人弁護士の方について語り、参加者からの質問にも終始にこやかに答えていた。

橋本訓幸担当副会長からの開会挨拶の後、三木恵美子会員(日弁連弁護士任官等推進センター副委員長)が「任官推進の

継続して、当会から選出され、現在横浜家庭裁判所で週1回、裁判官と机を並べて執務する非常勤裁判官(調停官)から、各自の職務状況等に関する講演が行われた。

1年目を終えた早川裕美会員は、5月以降執務室に備え付けられていたパーテーションが撤去され、裁判官との交流も風通しよく行うことができるようになり、「楽しく通わせていただいている」と述べた。

参加した現職調停官の中で唯一遺産分割調停事件を担当している村上貴久会員は、昨年より落ち着いて職務に当たれるようになったとの感想の後、登記や預貯金の解約等、成立後の手続を暇な隙間作業に意欲とやりがいを持って臨んでいると語った。

それぞれ、非常勤裁判官として充実した生活を送っていることが知れ、有意義な会となった。(会員 橋場 一敏)

現職調停官の当会会員

同じく1年目を終えた天野康代会員は、困難事件でも気軽に裁判官への相談を行える雰囲気であり、優秀な書記官や調停委員の手厚いサポートを受けられる環境が整っているため、「非常に働きやすい」との感想を

編集後記

ライドシェア解禁の動きが出てきました。せっかく取った免許資格の価値が……、という気持ちを経験した方は、我々の業界でも少なからずいます。資格は世に連れですね。

- デスク 勝俣 豪
記者 安達 慎司
川添 啓明
本間 久雄
長谷川 康
北川 貴史
長谷川 篤司
青木 敦子